

平成18年度経営計画の評価

神奈川県信用保証協会は、金融上の「公共的保証人」として中小企業者の事業資金調達の円滑化を図り、地域経済の発展に努めてまいりました。

平成18年度の経営計画に対する実績評価は以下の通りとなっております。実績評価につきましては、弁護士 飯田 直久氏、横浜市立大学教授 随 清遠氏、税理士・公認会計士 山口 祥治氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえて作成し、ここに公表致します。

1. 業務環境

(1) 神奈川県の景気動向

平成18年度の県内経済は、雇用や所得情勢の改善を背景に個人消費が底堅く推移したことや、インベスト神奈川など自治体による企業誘致策や企業収益の改善により設備投資が伸張したことなどにより、民間需要が堅調に増加するなど景気の回復が続いた。

(2) 中小企業を取り巻く環境

県内景気の回復を受け、中小企業の景況感についても改善傾向が続くなど、大企業を中心とした景気回復が中小企業まで浸透してきた。

しかしながら、県内の企業倒産状況をみると、建設業や卸・小売業を中心とした小口倒産や販売不振などを原因とする不況型の倒産割合が高水準で推移するなど、依然として業種間や企業間における景気の格差は大きく、大企業に比べると中小零細企業の回復は遅れており、また、貸出金利水準の上昇等のリスク要因を抱えるなど、中小企業を取り巻く環境は楽観視できない状況で推移した。

また、当協会が平成18年5月に実施した保証利用企業向けアンケート調査によると、最近の景況が悪化しているとした企業が20%、あまり変わらないとする企業が50%あり、厳しい経営環境に置かれている企業は数多く存在している。

(3) 信用保証協会を取り巻く環境

平成17年6月に中小企業政策審議会による「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」がなされた。これをもとに中小企業庁、中小企業金融公庫、全国信用保証協会連合会及び全国52の信用保証協会は、金融機関や関係機関との協力のもと、平成18年4月から保証料率の弾力化、原則第三者保証人非徴求や過度に担保に依存しない保証等を実施した。

また、当協会は、役職員の「意識改革」をキーワードに、誰からも信頼され、顔の見える保証協会となるため、「中小企業・金融機関から求められる役割の実現」及び「身の丈にあった安定的な協会経営」を行動目標とする3年間の中期行動計画(ウェイクアップ・プラン)を策定し、保証部門ほか各部門で積極的な推進を図ることとした。

2. 事業概況

当協会の平成18年度の保証承諾は、神奈川県中小企業制度融資等の積極的な推進により31,206件、4,567億87百万円となり、前年度に比べ件数で111.9%、金額で115.1%となった。

年度末保証債務残高は、94,808件、9,777億17百万円で、前年度に比べ件数で99.7%と減少したものの、金額では103.8%となった。

代位弁済は2,483件、261億15百万円となり、小規模・零細企業の倒産が沈静化しないことなどから、前年度に比べ件数で98.1%と僅かながら減少したものの、金額では105.6%と増加した。

回収は103億55百万円となり、有担保求償権の減少などの影響により前年度に比べて82.8%と減少した。

平成 18 年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下の通りです。

項目	件数	金額	計画値(金額)	計画達成率
保証承諾	31,206 (111.9%)	4,568 億円 (115.1%)	3,700 億円	123.5%
保証債務残高	94,808 (99.7%)	9,777 億円 (103.8%)	8,720 億円	112.1%
代位弁済	2,483 (98.1%)	261 億円 (105.6%)	300 億円	87.1%
回収		104 億円 (82.8%)	100 億円	103.6%

() 内の数値は対前年度比を示す。

3 . 決算概要

平成 18 年度の決算概要 (収支計算書) は、以下の通りです。

経常収入	122 億 31 百万円
経常支出	76 億 76 百万円
経常収支差額	45 億 55 百万円
経常外収入	295 億 23 百万円
経常外支出	321 億 91 百万円
経常外収支差額	26 億 68 百万円
金融安定化特別基金取崩額	4 億 59 百万円
当期収支差額	23 億 46 百万円

平成 18 年度経営計画に基づく業務の推進と経営の効率化に努めた結果、収支差額は 23 億 46 百万円となった。
この収支差額の処理については、11 億 73 百万円を基金準備金に、残額を収支差額変動準備金に繰入処理を行った。

4. 重点課題への取り組み状況

昨年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況は、以下の通りです。

保証制度の浸透と企業ニーズの反映

- ・ 金融相談や申込時の中小企業との対面相談を年間で 1,512 件実施した。この中で、商工会議所、商工会など関係団体との協力による相談業務(保証ホットライン)を創設したほか、出張相談も実施するなど、中小企業との接点の拡大を図った。
 <保証ホットラインの実績> 相談実績 34 企業、うち保証承諾 17 企業
- ・ 経営診断システム「以下、MSS」を導入し、金融相談の際にこれを利用したアドバイスを実施することで、中小企業の経営のサポートを行った。
 <MSS 利用の実績> 年間 160 企業
- ・ 広報においては、新規に中小企業向けに信用保証について分かりやすく解説した「年度版リーフレット」を作成(40,000 部)し、金融機関や関係機関に配布したほか中小企業へのダイレクトメールも実施するなど広く配布を行った。また、主力商品(セーフティネット保証、無担保クイック保証等)のパンフレットを刷新し、配布についても関係機関の広報誌へのはさみ込みを行うことで、中小企業に直接アプローチする取り組みを強化した。
 <ダイレクトメールによるパンフレットの送付> 2,500 通
 <関係機関の広報誌へのパンフレットはさみ込み> 68,000 部
- ・ 企業へのアンケートについては、神奈川県とタイアップして 5,000 企業に実施し、当協会、県制度融資に対して広く中小企業の意見・要望を吸い上げ、今後の業務運営や制度設計に反映させると同時に、協会職員の窓口対応時の意識向上等に役立てることができた。
 (アンケート回収は、1,142 企業 回収率 22.8%)

金融機関との連携強化と保証審査体制の充実

- ・ 金融機関との連絡会議を開催し、審査の一元化や保証申込み時の提出書類の簡略化等について意見交換を行った。
- ・ 金融機関向け保証付融資説明会を積極的に実施したほか、保証担当者が金融機関を随時訪問して金融機関担当者と情報交換を行うなど連携強化に努めた。
 - < 金融機関向け保証付融資説明会 > 年間 182 回 (前年度 148 回)
- ・ 個別案件の事前相談については、集中的に事前相談を希望する金融機関との間で事前相談会(金融機関店舗又は協会窓口にて実施)を開催し、実際の保証申込から保証承諾までの事務をスムーズに行えるよう取り組んだ。
- ・ 保証審査体制の充実については、審査基準を改定し、簡易な案件には審査の合理化を図るとともに、一方では従来に比べて実地調査の機会を重要視するなどメリハリをつけ、審査体制を充実させた。

政策保証の推進

- ・ セーフティネット保証については、5号指定業種や7号指定金融機関が減少したことから前年度を下回ったものの、特定社債保証、売掛債権担保融資保証、神奈川県中小企業制度融資については、制度の推進に努めた結果、前年度を上回る保証承諾を挙げることができた。
- ・ 神奈川県中小企業制度融資については、小規模企業向けの無担保クイック保証融資が限度額と対象企業規模の拡大により大幅に伸張し、保証承諾全体を押し上げる結果となった。

< 政策保証の保証承諾 >

セーフティネット保証	506 億 61 百万円	(前年比 89.3%)
特定社債保証	67 億 68 百万円	(前年比 161.4%)
売掛債権担保融資保証	51 億 16 百万円	(前年比 126.5%)
神奈川県中小企業制度融資	2,653 億 36 百万円	(前年比 131.5%)
[うち、無担保クイック保証融資	1,083 億 29 百万円	(前年比 208.4%)]

専門部所の設置による再生支援体制の整備

- ・平成18年4月から、再生支援の専門部所として営業部に中小企業診断士を配置した企業支援課を新設した。
- ・保証先企業の再生については、平成19年3月に第1回再生審査会を開催し、1社について求償権消滅保証を前提とした再生計画が承認され、6月に保証を行った。

目利き人材の育成

- ・目利き人材育成のための研修や中小企業診断士養成のための研修制度の充実を図った。
- ・再生協議会との人材交流を継続実施した。(中小企業診断士職員1名を出向)

外部評価委員会の意見等

- ・貴協会が、今年度から年度経営計画に対する実績について、このような形で自ら評価したという姿勢は非常に評価できる。また、実績数値や具体的な取り組み内容についても概ね計画を達成しており評価できる。
- ・評価内容については、実績数値については、どちらかという事実の説明を重視した形となっているが、もう少し結果を評価するという視点での記載を積極的に取り入れると良いのではないか。また、実績数値等の評価の項目については、今後継続的に評価していくことから、できるだけ固定していただきたい。
- ・一般的に中小企業は、不動産担保が無い場合が多く、まだまだ保証協会が無ければ融資が難しいというのが現状である。こういう状況下において、中小企業が業務を運営したり、起業したりするときには、民間的金融システムの補完として、信用保証協会は重要な役割を果たしている。このため、今後についてもより保証制度の充実に努めていただきたい。